

平成25年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年6月20日

午後1時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（15名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 宮崎和彦  | 2番  | 小林誠  |
| 3番  | 中川靖広  | 4番  | 吉野俊明 |
| 5番  | 伴吉晴   | 6番  | 紀良治  |
| 7番  | 嶋田善行  | 8番  | 小野隆雄 |
| 9番  | 中西和夫  | 10番 | 坂口徹  |
| 11番 | 飯高昭二  | 12番 | 辻善次  |
| 13番 | 里川宜志子 | 14番 | 木澤正男 |
| 15番 | 木田守彦  |     |      |

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 藤原伸宏 | 係長 | 大塚美季 |
|--------|------|----|------|

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 町長     | 小城利重 | 副町長    | 池田善紀 |
| 教育長    | 清水建也 | 総務部長   | 乾善亮  |
| 総務課長   | 黒崎益範 | 企画財政課長 | 面巻昭男 |
| 税務課長   | 加藤恵三 | 住民生活部長 | 植村俊彦 |
| 福祉課長   | 本庄徳光 | 国保医療課長 | 寺田良信 |
| 健康対策課長 | 西梶浩司 | 環境対策課長 | 栗本公生 |
| 住民課長   | 清水昭雄 | 都市建設部長 | 藤川岳志 |
| 建設課長   | 川端伸和 | 観光産業課長 | 清水修一 |
| 都市整備課長 | 井上貴至 | 会計管理者  | 西川肇  |
| 教委総務課長 | 山崎善之 | 生涯学習課長 | 佃田真規 |
| 上下水道部長 | 谷口裕司 | 下水道課長  | 上田俊雄 |

## 1, 議事日程

日 程 1. 建設水道常任委員長報告について

日 程 2. 厚生常任委員長報告について

日 程 3. 総務常任委員長報告について

日 程 4. 水道決算審査特別委員長報告について

日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 2. 発議第 4 号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

追加日程 3. 発議第 5 号 八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午後 1時00分 開議 )

○議長 (中西和夫君) こんにちは。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

11番、飯高委員長。

○建設水道委員長 (飯高昭二君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議からの付託を受けました議案等の行うため、6月11日、全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その審査の概要と結果につきましてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託であります(1)議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について議題とし、理事者から説明を受けました。その内容は、この条例改正について、奈良県営水道の給水料金の減額改定に伴い県営水道料金が平成25年4月から値下げされたことにより、その値下げ分を使用者の皆様に還元するため、平成25年10月分の水道料金から、全ての口径を対象に使用料金を1m<sup>3</sup>当たり一律10円値下げとなる改定を行うとの説明がありました。

委員より、一つ目に、代表監査委員の将来を見据えた経営に対する配慮についての質疑があり、理事者より、代表もしくは監査委員さんからいただいた意見を参考にし、今後の経営に充当していきたい。また、純利益は年々低下しているものの、大きな規模の施設の整備費も一旦落ち着き、内部留保について安定するのではないかという考えの中で、経年劣化している老朽管の更新なども並行して進め、将来的な費用対効果を踏まえた中で、計画性のある事業を推進に心がけ、さらに効率性のある経営の計画を進めていくとの答弁がありました。

二つ目に、石綿セメント管の更新についての質疑がありました。

これにつきましては、おおよそ本管や幹線な部分については、平成26年度に一段落する予定で進める中、ただ、延長については、細い部分が若干残っており、老朽管の更新、維持と並行して順次進めていきたいとの答弁がありました。

三つ目に、県水の値下げ額と、今回の町の料金値下げによる額の関係について質疑があり、県水と町水の割合が6対4の割合で受水しており、トータル的に15円の値下げで、簡単な

計算ですと、6割かける15円で9円ぐらいの程度の値下げとなるということです。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業管渠築造工事請負契約の締結について議題とし、理事者から説明を受けました。

工事路線は、竜田川岩瀬橋西詰めの既設マンホールを最下流として、町道502号線を西方向へ延長298.5m、また、町道516号線、紅葉ヶ丘自治会へ入る南北道路に南方向へ47.8mの路線。本議案については、去る5月14日に指名競争入札を行いました結果、株式会社二隆建設が、9,786万円で落札、落札率は92.5%で落札し、契約の議決をお願いしたいということです。

工事期間は、議会の議決後265日間、平成25年6月20日から平成26年3月11日までを予定しているとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、審査を行いました。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告がありました。

その内容は、最初に、下水道工事進捗状況について、主要な幹線工事である岡本汚水幹線がシールド工法による管渠の築造を進め、目安汚水幹線工事では推進工法による管渠の築造を、それぞれ順調に進められています。

続いて、公共下水道接続申請状況は、平成25年5月31日現在、平成25年度に入り、接続申請は54件の申請、申請総数が2,769件、利用世帯総数が3,125世帯となり、接続率は64.2%です。

次に、融資あっせん利用数は1件の申請を受け付け、総数が42件となっています。また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は36件との報告がありました。

委員より、公共下水道の接続申請状況で2か月の間で54件急増している要素について質疑があり、理事者より、接続については、年末からチラシを配布し、3年を超えて接続されていない家屋について啓発を行っている。54件の増加は、約20件程度は開発に伴って新築があり、その影響もあると考えているとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を受けました。

まず、いかるがパークウェイについて、平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けての

工事に伴う施工業者が決定。業者名は奈良県緑化土木協同組合で、工期は、平成25年5月29日から26年2月28日までの予定です。

現在、業者において準備作業が進められており、今後、いかるがパークウェイ推進協議会に工事概要を報告され、関係自治会に対する工事説明が行われた後、速やかに工事着手を行うとのことです。

また、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間について、用地測量業者が決定したということであり、早ければ7月頃には用地測量のための土地の境界の立会いを関係権利者の方にお願ひし、用地測量を実施していく予定とのことです。

次に、このいかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望の状況について、6月18日、町長が国土交通省近畿整備局を訪問する中で、道路部長と面談し要望を行う予定となっています。また、奈良県選出の国会議員に対しても要望書を提出する予定とのことです。

続いて、法隆寺線整備事業では、国道25号取り付け部分において残っております1件について、前回の委員会でマンション管理会社担当者が施設の配置計画について5月末までに提案され報告の予定をしていましたが、もう少し時間を要するとのことです。町としては、土地の境界の確定、代替駐車場の範囲の確定を行うための作業を進めているとの報告がありました。

委員より質疑をお受けたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、報告を受けました。

駅北口からの南北の町道312号線（5号線）の関係で、前回の委員会で報告があった内容と特には進展はないものの、路線東側で残っている1件について、以前から課題となっていた隣接の土地との整理の関係、隣接地の建築物が5月末において全て除却され更地になったことを確認したとのことです。

今後、地権者双方が敷地境界を確定されたのちにおいて、駅前の道路整備事業について交渉が進められる環境が徐々に整ってきたとの報告がありました。

委員より、町道312号線建物の撤去後の境界確認はいつ頃の設定を考えているのかとの質疑があり、理事者より、一方の地権者のほうでその段取りを進めているところで、いつ頃かは掴んでいないが、該当地の整備事業に係る地権者のほうからご連絡をいただけるとの報告がありました。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

た。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたしました。

(1) 斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を受けました。

その内容は、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っています。観光協会の職員3名と臨時職員2名の計5名でローテーションを組み、無休で運営している。法隆寺iセンターは歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられていることから、法隆寺や周辺の行事等を初め、奈良県内の行事等につきましても、歴史街道推進協議会との連携をとりながら情報発信に努めていきたいとの報告がありました。さらに、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセスの観光ボランティアとの連携を取りながら、町内観光施設の案内を積極的に進め、多くの観光客の方を案内しており、好評を得ているとの報告がありました。

委員より、労働保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険料が少しずつ上がっているが、なぜこのようになっているのかとの質疑がありました。

これは、平成23年度から雇用保険の率が下がり、事業者負担が今まで1,000分の9.5あったのが1,000分の8.5に下がったことによる影響によるものであるとの答弁がありました。

次に、(2) 開発行為に伴う小吉田児童公園の整備について、報告を受けました。

その内容は、民間業者において開発行為を計画される中で、計画地に隣接する小吉田2丁目地内の都市公園、小吉田児童公園の一部と開発予定土地を交換できないかという申し入れがあったことから、当町といたしましては、計画内容をもって公園の現状と比較検討し、総合的に判断し、このたびの申し入れについて一定の公益上の利点が認められることから、当該開発に伴う公園整備計画に基づきまして所要の手続きを進めたいと考えているとの報告がありました。

委員より、開発される土地の面積と公園の設置義務について質疑があり、理事者より、今回の開発区域の面積は1,518.9㎡、6区画程度の宅地の開発を予定されている。また、この開発によって公園の設置義務というものはありませんとの答弁がありました。

今後の公園の遊具などについて、公園管理について質疑があり、理事者からは、基本的に現在の公園については町が直営で管理をし、遊具の管理についてはこれまでどおり直営で管理をしてきた。また、草刈とか維持管理について、新しい住宅地の方が協力をしていただけるということであれば、協定書を交わし管理区分を明確にして管理をしていくとの報告がありました。

以上、各課報告事項については終わり、次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等についてお受けいたしました。

委員より、町道管理における不法に町道を占用している状況と強制執行について質疑があり、理事者より、庭木等が道路にはみ出している状況について、町道通行上支障があり、現在、空き家状態についてその専有者と連絡を取り、剪定等していただくよう指導していきたい。また、強制執行については、現在のところ強制的に代執行は行っておらず、粘り強く所有者の方に善処してお願いしていく状況です。さらに、この関係については、法律的に弁護士と相談していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、通学などにおける木のはみ出しに対する道路管理者としての対応と責任について質疑があり、理事者から、町道は不特定多数の方あるいは地域の子ども達や地域の方々が通行されることから、安全に通行できるよう管理をしていくのが責務です。現在、道路側にはみ出し危険な原因が発生されるようなところについては、弁護士さんとも相談しながら、町として、管理者として最大限努力できるのか積極的に相談をして問題を解決できるよう努めてまいりたい。また、対応についても、時期など協議をし、できるだけ早急に解決をしていただけるよう努めていくとの答弁がありました。

続いて、委員より、屋敷内の里道明示などについて。また、竜田大橋付近の歩道整備についての意見等があり、一定の答弁がされております。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について閉会中も引き続き審査を要するものと決定し、議長に申し出をさせていただいております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申し上げます、以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。開会中の6月13日水曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたのでご報告させていただきます。

今議会におけます当委員会への付託議案はありませんでしたので、まず、1. 継続審査についてを議題とし、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、

理事者の説明を受けました。

平成24年度のごみ・資源物の処理状況について、資料に基づいて、家庭系、事業系、公共施設のごみの排出状況の増減の分析がされていることについて説明を受けました。特に、大和川に自然に生えている樹木に雨の後流れてきたごみが引っかけ、景観上もよくないことから、大和川河川事務所に対して樹木の伐採を要望しており、本年2月から3月にかけてその伐採が行われ、それらが持ち込まれたことにより事業系ごみが増加したことで全体の増加となっているが、それがなければ事実上は減少していると考えているということで説明がありました。また、斑鳩町のごみの排出量は国や奈良県の排出量に比べて少なくなっていることや、逆に資源化率は高い水準になっていることが報告されました。

また、6月1日に実施されたクリーンキャンペーンには、約2,700人の参加があったことなども報告されました。

これらについて、委員からは特段の質疑・意見はありませんでした。

2番目の各課報告事項について、その1、難聴児補聴器購入費の助成について、資料に基づいて要綱案が示されております中の要綱の要旨に基づいて説明がされました。委員からは、国・県などの助成事業なのか、該当者はあるのか、4月1日までさかのぼれるのか、申請方法やその啓発についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

2番目には、国民健康保険税のコンビニ収納・ペイジー収納の利用状況について、資料に基づいて利用状況の報告を受けました。

委員からは、納付に伴うそれぞれの手数料について、また、総合的に考えた場合の手数料の割合をどうみるのかについてなどの質疑があり、それについては詳細に答弁がされております。

3つ目として、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について、4月2日からスタートした生き生き号の4月、5月の各コースごとの利用状況について、資料に基づき報告がされました。

委員からは、まだ2か月の利用なのでなんとも言えないが、いろいろな声を拾い上げて必要があれば改善すべきである。統計を取り利用者の意見を取り入れ、多くの方が利用できるようにしてほしい、などの意見がありました。

その他の報告として、社会福祉協議会が行う災害ボランティアバスについて、平成23年の東日本大震災から行っている岩手県大槌町への支援として、ことしも運行を行う。日程は8月9日金曜日から8月12日月曜日までの3泊4日を予定し、土日を挟む日程とし、今年度は、仮設住宅での炊き出し、また、それらを通じての交流活動を中心に考えていること、そして、社協だよりで募集をしているところであるが、現在の応募者は10人であるという



報告がされました。

委員からは、募集を社協だよりだけではなく町の広報などにも掲載したほうがよい。去年参加した人も募集を知らない場合があった。社協の存在や事業を広く知ってもらう機会としても広く広報、周知していく方法がよい。働いている人にとっては土日を入れてもらうのはよいが、お盆前の日程であれば長い休暇となり休みを取りにくい場合もある。行く時期についても検討してほしい、などなどの意見がありました。

以上、各課報告事項を終わり、3番目のその他について、委員皆さんから質疑・意見をお受けしたところ、1つとして、おむつ用ごみ袋について、0、1、2歳児に同じ枚数を配付しているが、0歳児では不足する、1歳児、2歳児では余るという声がある。使う頻度や必要性に応じて、枚数設定できないかというような要望がありました。

2つとしては、全員協議会で出た意見についての発言がございました。クリーンキャンペーンのチラシの幸前の公園という表示について、また、建物については補償事業として完了しているのかについて確認をしたところ、チラシについては、昨年を作成したものを下地としていて訂正ができておらず、ミスプリントとなってしまったことについては、訂正を今後きちっとするという事で答弁をいただいております。補償事業につきましては、地元から計画書が提出され、地元の要望に応じて完了したものであるとのことでした。

以上、その他についても終わり、議長に閉会中の継続審査の申し出をしまして、委員会を終了いたしました。

以上が開会中に行いました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

14番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。6月14日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

初めに、本会議からの付託議案であります、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、また、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、以上2議案は関連する議案であることから一括議題とし、審査を行いました。理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、1つに、職員給与

の減額は国からの強制であったのか。2つに、特例期間の取扱いと期限後の対応について。3つに、職員一人当たりいくらの減額になるのか。4つに、他市町村の状況について質疑があり、理事者より、職員給与の減額措置は国からの要請であり、強制ではない。今回の軽減措置は今年7月から来年3月までの期間限定である。その後、期限が来れば、給与は元に戻る。今回の改正では、一人当たり月額1万8,400円の減額になる、6月13日の段階では、香芝市と三郷町で給与条例の改正が担当常任委員会で否決されているとの答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、議案第24号、議案第25号どちらも本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けました。質疑をお受けしたところ、委員より、回数券制度取り入れの考え方について質疑があり、町長より、総合的に判断し、1年間かけて整理をしていきたい。中央体育館を有効に利用していただくため、取り入れが可能なものは努力をしていきたいとの答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、議案第26号については、本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者より説明を受けました。質疑をお受けしたところ、委員より、1つに、保育園費の登記業務等委託料65万円がなぜ必要なのか。2つに、LED防犯灯への切り替えに関する予算の編成と執行について質疑があり、理事者より、保育園費の登記委託料については、里道の明示等があるのでそれに関係する分と、筆界確認及び分筆登記ということで65万円を計上している。LED防犯灯への切り替え費用については、早期対応によって今後の電気代軽減にもつながるなどの点も考慮して補正予算で対応させていただいたが、本来であれば当初予算として計上すべきだという指摘はもっともであり、今後十分注意していきたいとの答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、議案第28号については、本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、また、議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、さらに、議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上3議案は関連する議案であることから一括議題とし、審査を行いました。理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、1つに、香芝市議会では委員会で消防広域化の議案が否決

されたが広陵町ではどうなっているのか。2つに、香芝・広陵消防組合が今回の広域化に参加されなかった場合、香芝・広陵に近い西和消防管内で救急車の要請があった際は、香芝・広陵消防のほうからすぐ来てもらえるのか。3つに、斑鳩町1町だけが否決した場合どうなるのか。4つに、議会が今回の消防広域化に参加しないと議決したものを説得して再度議案に上げるという運営が可能なのか。5つに、西和消防管内の各町の動向について。6つに、消防団との関係について質疑があり、理事者より、1つに、広陵町では6月議会を7月に伸ばされているので、まだ委員会は開催されていない。2つに、香芝・広陵消防組合が広域化に参加されなかった場合は、現場到着時間の短縮というメリットが1つなくなると考える。3つに、斑鳩町1町が否決した場合は、西和消防組合が解散できなくなるため、西和7町全てが今回の消防広域化には参加できないことになる。4つに、議会で否決されたところについては、今回の広域化から外して、県は協議を進めていくと思う。5つに、西和消防管内の各町の動向については、6月13日の段階で、平群町と三郷町の担当常任委員会で消防広域化の議案が可決されたと聞いている。また、北葛城郡の動向はつかんでいない。6つに、消防団との関係については、広域化されても西和消防署との連携などはこれまでどおり行われると聞いているとの答弁がされています。

また、委員より、香芝市、広陵町が今回の消防広域化に参加されるのかどうか見極めた後に判断してもいいのではないかと。そうしたことから継続審査にするというのもひとつの方法ではないかとの意見がありましたので、継続審査という形での採決・討論を求められるのかお尋ねいたしました。現段階ではそこまでは求めないというお返事でしたので、質疑を終結してお諮りしたところ、議案第32号、議案第33号、議案第34号については、いずれも本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成25年(ノ)第6号慰謝料等請求調停事件の和解について、また、議案第36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、以上2議案は関連する議案であることから一括議題とし、審査を行いました。理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、1つに、事故当時、この児童だけが滑ったのか、他の児童も滑ったという状況があるのか。2つに、当時の体育館改修工事の予定とその内容について。3つに、町のほうに瑕疵があったのか質疑があり、理事者より、1つに、事故当時滑って転んだのはこの児童だけである。2つに、体育館改修工事については平成23年度の当初予算からスケジュールが組まれており、工事内容については、フロアが傷んでいたため床の改修を行う予算を組んでいた。3つに、瑕疵はなかったと考えているが、保険適用外の治療費を捻出するために必要な対応だと考えているとの答弁がされています。

また、委員より、提出された資料について個人情報保護の観点から指摘があり、資料の訂

正をさせていただいております。

本件についてお諮りしたところ、議案第35号、議案第36号どちらも本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町文化財活用センターの運営について資料に基づき平成24年度の入館者数の報告があり、総入館者数で前年度より990人増となっていることや、来館者に対するアンケート調査の結果について報告がありました。また、こども考古学教室として、ことしも夏休み期間中の8月11日にこども勾玉づくり教室を開催する予定であることや、6月26日に史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催する予定であることなどの報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、文化遺産地域活性化事業について質疑があり、理事者より、法隆寺地区の秋祭りについて、平成4年度より斑鳩町文化財保護審議会において無形文化財の指定が受けられないか調査等を進めてきたが、これまでに指定に至る資料等が出てきておらない状況であり、今後どうするかということも含めて諮っていきたいとの答弁がされています。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要です。

次に、各課報告事項についてを議題とし、理事者の報告を求めました。

1点目として、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、担当課長より報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、来年度も資料をつけてほしいと要望したがついていなかったのが改善してほしいとの要望があり、理事者より、来年度は忘れないようにつけるという答弁がされています。

次に、2点目として、平成24年度町税収納状況について、担当課長より報告がありました。特段の質疑等はありませんでした。

次に、3点目として、コンビニ収納・ペイジー収納の利用状況について、担当課長より報告がありました。特段の質疑等はありませんでした。

次に、4点目として、夏季一斉閉庁について、担当課長より、夏季の電力不足対策として、盆明けの平日に、平成25年8月19日月曜日、20日火曜日の2日間、本庁舎を閉庁する。対象施設は、斑鳩町役場本庁舎、水道庁舎である。なお、斑鳩町役場本庁舎において、転入・転出届や各種証明業務は行うこととしている。また、保健センター、保育園、公民館等の施設については平常どおりの業務を行う。さらに、住民等への周知については、平成25年7月号広報お知らせ版、8月号広報紙及びホームページに掲載するとともに、公共施設等への閉庁のお知らせの備え付け等により周知を図るとの報告があり、質疑をお受けしたとこ

ろ、委員より、1つに、出生・死亡手続きについて、2つに、火葬許可について質疑があり、理事者より、出生・死亡など戸籍の届出については当然受けていく。火葬許可についても死亡届の受付をし、火葬許可を出していくとの答弁がされています。

次に、5点目として、防災協定について、担当課長より、これまで防災協定を結んできた自治体や企業、また、その内容などの一覧表の提示とあわせて、新たに、和歌山県西牟婁郡上富田町から防災協定締結の申し出を受けているとの報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、これから提携しようとしているところについて資料で示してほしいとの指摘があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、6点目として、岩手県の大槌町への支援について。7点目として、地域交流館の要望について。8点目として、期日前投票宣誓書の入場券裏面への印刷について。9点目として、職員採用試験の実施について。10点目として、ご当地ナンバー「飛鳥」の導入について。11点目として、学校給食具材の青虫等の付着による献立の変更について、それぞれ理事者より報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、地域交流館の用地交渉について質疑があり、理事者より、地権者を訪問しお礼を述べるとともに、土地分筆の件や価格についても今後町と協議を行っていただけるという話を聞いているとの答弁がされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員の皆さんにお聞きしたところ、委員より、1つに、電気の契約による変化について。2つに、消防団の研修旅行について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

また、全員協議会で議員から指摘のあった投票所の件についてお尋ねした結果、幸前にある新・旧どちらの集会所を投票所として指定しても法的には問題ないということを確認いたしました。

以上でその他についても終わり、閉会中の継続審査案件についても確認をして終わりました。

以上が、開会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

12番、辻委員長。

○水道決算審査特別委員長（辻善次君） それでは、去る6月10日に、全委員出席のもと、

水道決算特別委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

会議に先立ち、本委員会の正副委員長互選により、委員長に私、辻と副委員長に紀委員が推挙されました。

まず初めに、本会議からの付託案件であります議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算についての2議案については、関連する議案ですので一括議題とし、佐伯代表監査委員さんから決算審査意見書に基づき報告を受けることとしました。

審査の結果については、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当該事業年度の経営成績及び当該事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められたとの報告の後、業務の状況では、給水戸数は増加しているものの、総有収水量は前年度より56,806 $\text{m}^3$ 、1.9%の減と減少幅が大きくなっている。特に、有収率については94.2%と前年度に比べ1.2ポイント減少しており、全国平均に比べ高いレベルにあるが、水道事業会計の経営を安定的に維持するには有収率の向上が課題であり、経営利益は前年度より539万1千円増の3,764万2千円となり、特別損益はないことから当該純利益は3,764万2千円の黒字となったが、給水収益は前年度より1,501万6千円の減収であり、それを上回る、営業費用で課長職1名の減など、人件費の削減などにより効果的には好決算となっているもので、今後とも給水収益は連年減少傾向が続くものと想定され、さらに、退職手当負担金の増加や電力料金の引き上げなど費用増加の要因もあり、県水の受水費値下げに伴い水道料金も値下げを検討されているが、今後も老朽管の更新工事など計画的に改修を進めなくてはならず、経営の健全な状況を維持するには長期的財政見通しのもと慎重な姿勢が必要。

むすびで、減価償却の方法及び配水管の耐用年数など、固定資産の早期償却、修繕費の費用負担を考慮し、これからの中長期的を見据え安定した事業運営をすべきとのことでした。

次に、担当部長から、平成24年度斑鳩町水道事業会計決算書とあわせて平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を受けることとしました。

本年度の業務量では、契約件数は前年度より31件増加の10,509件で、年間総給水量は前年度より20,747 $\text{m}^3$ の減の3,120,239 $\text{m}^3$ 、また、県水受水量は前年度より15,575 $\text{m}^3$ 減の2,061,672 $\text{m}^3$ となり、有収率は94.2%で前年度より12ポイントの減少。

建設改良費では、老朽管更新、新築改良、公共下水道築造工事など管延長2,197mの工事などを行い、各地域への給水に必要な施設の整備に努め、石綿管の更新は533mで前年度は402mとのこと。北部配水池の改修については、平成24年度から平成25年

度にかけての継続事業として配水池ドームの更新事業と送水管布設工事1件の実施、浄水場では、三井浄水場薬注設備更新工事、取水井戸のポンプの入れ替えを行い、適切な維持管理に及び自己水の確保に努めるとともに、工事の施工にあたっては、突発的な配水管工事の断水区域の範囲をできる限り縮小するため、管路のループ化及び仕切弁の設置等、管路整備に努めているとのことです。

財政状況では、営業収支では、当年度純利益は3,764万1,528円、前年度では純利益で3,225万870円となり、資本的収支では1億7,057万8,714円の支出超過となり、この支出超過額は過年度分損益勘定留保資金等をもって補填。

また、本年度より実施しているコンビニエンスストアでの収納状況は、納付書で納める方は全体で月平均1,000件のうち、半数の約500件の方がコンビニでの支払いをご利用いただいているとのことで、利用場所では、町内が5割、奈良県内全体では8割、関東・中部方面・北海道といったところからもご利用いただいております、収納額では2,548万5,146円で、収納事務手数料として39万726円を支出しているとのことです。

議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の説明では、当該未処分利益剰余金の5,175万7,848円のうち、減債積立金及び利益積立金として300万円をそれぞれ積み立て、さらに、3,000万円を建設改良資金として積み立てて、その結果、翌年度繰越利益剰余金として1,575万7,840円となる処分計画。

また、参考に、改定料金と現行料金との比較では、収益的収支差引2,600万円、当年度補填財源で約2億円程度の減となる試算されているが、財政推計では、社会経済には大きな変動がなく、県営水道の値上げ等がないと仮定した場合は、本町の水道事業は引き続きほぼ安定した推移ができるとのことであります。

また、最後に、安全で安心できる良質な水を安定的に供給するための方策など様々の課題がある中で、施設・設備の更新、サービス水準の向上を着実に進めながら経営基盤の強化を図り、経営の効率化を念頭に健全な水道事業会計の運営に努めるとの決意を示され、認定第1号及び議案第29号の説明後、各委員より質疑をお受けすることとしました。

まず1点目では、漏水調査の件で、相変わらず全国平均から比べると高い水準を保っているが、昨年度より1.2ポイント下がっていることについて。また、塩ビ管等の老朽化との原因を示されているが、塩ビ管等の老朽化対策と漏水対策の今後の考え方と塩ビ管の耐用年数について。また、2点目として、監査委員の意見書の中で、衛生処理場稼働停止による影響があったとのことですが、ごみ積み替え施設の影響、民間量販店が計画されていることでの今後の見通しについて。3つめとして、課長職について部長が兼務されているが、今後の考え方について。4、大型ショッピングセンターの動向とイオンモールの使用料金等につい

て。また、5点目として、管路台帳システム化について、昔に設置された部分についての対応について。6点目として、監査意見書での減価償却の方法は現在定額法でされているが、今後定率法という形の方向性がいいのかという指摘について。7点目として、有収率での漏水と管路の事故が原因になると思うが、他の原因についてなどの質疑・意見に対し、理事者より一定の答弁がされ、質疑を凍結し、まず、議案第29号 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案通り認定することに決しました。

以上が、本会議から付託を受けました議案第29号 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査の概要です。詳細については議事録にまとめておりますのでご参照ください。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、以上2議案を会議規則第37条の規定により一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号については、一括議題といたします。

議案第24号、議案第25号については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、議案第24号、議案第25号を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

国の厳しい財政状況と東日本大震災に対処するために国家公務員の給与を減額したことに伴い、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるように地方公共団体への要請が行われたという理由から今回の提案がされているが、本来、要請されたとしても決



定するのは地方自治体であり、無理に地方交付税を減額してくるというやり方については到底納得できるものではない。国民の公務員いじめのような世論をつくり出されて、公務員はとてもしんどい環境がこの間につくり出されてきて、当町においても厳しい見方をする町民がふえてきているのは、職員のせいでも何でもないと私は思っております。

むしろ、職員の皆さんはそんな世論にも負けず、町民の信託にこたえるためによく努力をされているというふうに思っております。

急に、政党や政治家が人気取りをするような行動でこういう形になるのは、地方としては困惑するばかりではないでしょうか。まして、東日本大震災を理由に有無を言わさないやり方だと、私は思えて仕方ありません。

しかし、この間の復興予算の使い方についてはどうでしたか。

納得のできない、その予算を受けるにしても納得のできない自治体があるように、意味のわからない使い方がされている。せめて明らかな使い道が示されていればまだしも、今の状態では暗に地方交付税を減らしてしまうということになるだけです。地方主権と言いながら、いろいろな法改正を行って、新たな条例等、次々と制定してきている中において、無理やり地方自治体の職員の給料にまで口を出してくる。閣議決定できる案件なののでしょうか。人事院の勧告ではない場合の取り扱いはどうなっているのでしょうか。自主的なものは別としても、私はどうしても国から強行されているとしか考えられません。

委員長報告でも、町はあくまでも国から要請をされていると言っておりますが、交付税の頭からの減額ということについては、やっぱり国の中央集権が働いているんだなということを感じており、大きな矛盾ばかりがいっぱいとなり納得がいきません。

このようなことから、私はこの議案については反対の立場を貫きたいと思います。

ご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、議案第24号、議案第25号を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

東日本大震災を契機として、防災・減災事業に積極的に取り組むこととともに、長引く景気低迷を受けて一層の地域経済の活性化が喫緊の課題となっている中で、こうした課題に迅

速かつ的確に対応するため、本年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。

町はこれまでも、自主的な給与削減措置や定員削減などの行政改革を進められていますが、このたびの要請の趣旨を踏まえて町として自主的かつ適切に判断され、この臨時特例に関する条例を上程されたものであり、一般職の職員についてはラスパイレス指数が約100になるよう給与水準を引き下げ、特別職の職員等についても現行の削減措置に加えて、さらに引き下げることについては妥当な措置であると判断するものであります。

また、国家公務員の給与減額措置は給料に加えて管理職手当、期末勤勉手当、地域手当を減額していますが、ラスパイレス指数が100以下で給与減額措置を実施しないほかの市町村との均衡等を考慮して、期末勤勉手当、地域手当の減額を実施しないことについて、職員労働組合も一定の理解を示していることから適切に対応していただいております。また、住民の理解も得られるものと判断し、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例については、賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

議案第24号、議案第25号については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第24号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第25号については、賛成多数で可決いたされました。

次に、議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上3議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号、議案第34号については、一括議題といたします。

議案第32号、議案第33号、議案第34号については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、議案第32号、議案第33号、議案第34号を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) 議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、これらの議案については全て消防の広域化に関する問題です。

私は、この点について反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

消防広域化の問題が浮上してまいりましたのは、この間に10年以上かけて消防救急無線のデジタル化を呼びかけてきたにもかかわらず、全国770消防本部中、整備済み及び着手済みは半分にも届いていないというような状況になっています。期限まであと3年しかない、この中で残り457の消防本部には大変大きな課題となっているという背景が全国的にあります。

このデジタル化が進まない最大の理由は、整備費用が高額で財政の厳しい市町村や小さい

消防本部などは実施がなかなか厳しいという状況になっております。

けれども、これにつきましては、西和消防は既に計画もされておりますし、資金的にも準備をしている状況にあるということになっております。

しかも、この3年先というのは、アナログ方式の消防救急無線の使用期限、平成28年5月31日までがこの有効期間とする無線局の免許を付与されており、平成28年6月1日以降、同免許は失効となってしまいます。

こういう状況の中で、消防救急無線の高度化、これは国の施策として早急にやっていかなければならないということで、現場のほうから必ずしも急いでやってほしいと思った問題ではもともとなかった。電波の周波数を節約するのは国の施策であるということ。

そして、そんな中で、進まないこのデジタル化の中、そういういろいろな災害があったのをきっかけに広域化の問題が浮上してまいりましたが、この広域化の問題についても、先日、参議院の総務委員会、5月30日に行われましたけれども、ここでの協議、審査の中で、広域化について、国の基本指針や都道府県の推進計画に市町村は拘束されるものではない、国も市町村の自主的判断で行われるものであるというふうに、ここでは答弁されております。

戦後、市町村による自治体消防というものが原則化されました。地域住民に最も身近な市町村が住民の生命、財産、安心と安全を守る。国と都道府県の役割は、その自治体消防の活動と消防力の強化を支援していくことであるというふうに考えられてきました。でも、あたかもデジタル化の共同整備をしたいのなら、県の決めた消防広域化計画に合意しなさいよ、合意しないとなかなかデジタル化ができないよ、期限があるデジタル化をてこに消防の広域化を進めようとしている、こういうことの中で、実は参議院の総務委員会で奈良県のことが例に出されました。その中で、本部の要員が156人、通信員が54人、合計210人が浮いてくる。この浮かせた210人全員を現場増強に回すのではなく、増強に回すのは147人で、残り63人は人員削減して約4億円の費用削減を図るという計画になっている奈良県のことが議論に上がってございました。現在より消防職員の総数は減るのに、充足率が現在の奈良県全体の63%からアップするというような、このマジックのような数字、これについては非常に私たちも判断をするのが難しいように思っております。それは、いろいろな説明を受けている中でも、議員皆さんもご承知かと思いますが、人口5万人ではポンプ車4台必要である。けれども、30万人になったら、じゃあ、4かける6、24台要るのかなと思ったら、30万人だったら14台で、もうこれで充足するという、こういう計算の上で充足率がアップをするという。結局は縮小されてしまうということになるのではないかとこのよう

な、私は心配をしております。市町村が、消防救急体制がどうあるべきか、どうやって協力して住民の安全や安心を守るのか、私はよく議論をして、消防の広域化の是非をあらゆる分野から検討して、市町村が独自に自主的に判断して決めていくことが大切であるというふうと考えています。

既に西和消防として広域化が定着している中で、充足率も県でも非常に高い数字を誇っております。平成33年以降の財政問題や検討する資料が不十分なこともあり、この件については、私はもう少し時間をかけて議論をして決定すべきであるというふうに考えております。

このように議案として出されてまいりましたが、拙速に結論を出すことについては、私は反対であるということを表示させていただきたいと思えます。

以上、反対意見です。

どうぞご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、議案第32号、議案第33号、議案第34号を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、議案第33号 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防の解散に関する協議について、議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案に賛成する立場から意見を申し上げます。

昨今の消防を取り巻く環境が大きく変化してきている状況の中で、消防の広域化は地震、台風等の大規模災害や高齢化に伴う緊急搬送の増加に対応していくため、総務、通信指令を一元化し、現場の人員を増強することにより消防力を高め、消防組織全体の合理化を図ることを目的としており、消防の責務である住民の生命・財産を守るために、消防本部の管轄区域を大きくすることによって行財政上のスケールメリットを活用して、より高度な消防サービスを提供するものであります。

また、他府県でも大きな課題となっている全体統合後の経費負担等については、規約とは別に協定書の中に経費負担や消防署の管轄及び活動区域等について明記されていることから、この協定書で一定程度担保されていると考えられます。

そして、このたびの消防の広域化は時期尚早との意見もありますが、この時期を逃すと消防無線デジタル化の県の補助金を受けられなくなることや、斑鳩町だけが消防行政において孤立することをどうしても防がなければなりません。

議案によりますと、広域消防組合設立後に西和消防本部は解散されることとなりますが、これまで西和7町で35年間維持していた西和消防署・分署はそのまま残り、現場の職員は増強され、火災や救急車の出動などの業務は従来どおり西和消防署・分署から行われるので、住民サービスの低下は招かないことも賛成の立場からの広域消防組合に対する条件であることは言うまでもありません。

今後、組合設立後においては、この協定書に基づき、組合議会でその運営に関して公正な議論がなされるようお願い申し上げて、この3議案について、私の賛成意見とします。

議員の皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

議案第32号、議案第33号、議案第34号については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第32号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第33号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第34号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第35号 平成25年（ノ）第6号慰謝料等請求調停事件の和解についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1. 推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程2. 発議第4号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、追加日程3. 発議第5号 八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 推薦第1号、追加日程2. 発議第4号、追加日程3. 発議第5号の3議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

今般、議会申し合わせにより、斑鳩町農業委員会委員の辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員会委員に、宮崎議員、辻議員の2人の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、宮崎議員、辻議員の退席を求めます。

（宮崎議員、辻議員退席）

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2名の方を、斑鳩町農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました



た2名の方を推薦することに決しました。

(宮崎議員、辻議員着席)

○議長(中西和夫君) 宮崎議員、辻議員にお知らせいたします。

斑鳩町農業委員会委員の推薦について、満場一致をもちまして推薦することにいたされました。

両議員には、よろしく願いをいたします。

続いて、追加日程2. 発議第4号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番(嶋田善行君) それでは、議案書を朗読いたします。

発議第4号

斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年6月20日提出

議 会 議 員

伴 吉 晴

飯 高 昭 二

辻 善 次

嶋 田 善 行

内容はお手元にあるとおりで、提案理由といたしまして、平成24年度の議会運営委員会において審議された議会改革と議員定数についての結果として各改革案が示されました。

しかし、議員定数に関しては、現状の15人を維持すべきとする意見と、削減数に隔たりはあるものの、議員定数削減をすべきとする意見の両論併記でありました。

昨今、国においては一票の格差是正のためゼロ増5減の定数減や、それとは別に40議席減の案が出されているとの報道がありました。また、斑鳩町の近隣市町議会においても議員定数削減が可決されています。

これらの現状から、議員定数削減は国民や地方住民の強い意志の結果であり、当町においても避けて通れない問題であると考えます。

しかし、委員会中心主義をとる当議会においては、ただ議員を減らしさえすればよいとは思いません。信頼される議会運営を行い、現行の複数常任委員会制度のもとでぎりぎりの議会機能を維持しつつ町民の負託に応えるには、13人は絶対に必要であると考えます。

よって、現行議員定数15人から2人減の13人を議員定数とする改正案を提出します。

以上であります。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、委員会条例第5条の規定に基づき、議長を除く議員14名をもって構成する議員定数検討特別委員会を議案の審査が終了するまで設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、議長を除く議員14名をもって構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議長において指名をいたします。

議員定数検討特別委員会委員に、宮崎議員、小林議員、中川議員、吉野議員、伴議員、紀議員、嶋田議員、小野議員、坂口議員、飯高議員、辻議員、里川議員、木澤議員、木田議員をそれぞれ指名いたします。

ただいまの指名のとおり、各委員の選任をすることに決定いたしました。

各委員の皆様方には、よろしく願いをいたします。

続いて、お諮りいたします。

発議第4号については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

委員の皆様には、閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

続いて、追加日程3．発議第5号 八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第5号につきまして、議案書並びに決議の内容の文書を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

発議第5号

八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議について

標記について、地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年6月20日提出

議 会 議 員

木 澤 正 男

里 川 宜 志 子

八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議

松井一郎大阪府知事は、米軍普天間飛行場に配備されているオスプレイの訓練の一部を府内で受け入れる意向を表明し、橋下徹大阪市長とともに八尾空港への受け入れを提案しています。

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイは、墜落事故が相次いでいることから、昨年7月に全国知事会が受け入れに反対する決議を採択するとともに、これまで全国で200を超える自治体からも配備・訓練に反対する決議が上がっています。

昨年10月にオスプレイが配備されて以来、「住宅密集地をさけること」などの飛行ルールを定めた日米合意をまったく無視した飛行が繰り返されています。

万が一、大阪府に配備されれば、奈良県を含め近隣自治体の住民が危険にさらされることとなります。配備の候補とされた八尾空港がある八尾市長が反対を表明したのは当然であり、隣接するこの生駒郡地域の住民にとっても身近で深刻な問題です。

八尾市はもとより、周辺自治体に説明も意向を確認することもなく、このような表明を行

なった松井一郎大阪府知事に対し、強く抗議するとともに大阪府でのオスプレイ訓練受け入れを撤回するよう強く要望します。

以上、決議します。

平成25年6月20日

奈良県斑鳩町議会

以上、提案説明とさせていただきます。

ご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 発議第5号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、発議第5号 八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議について、反対の立場から意見を申し述べます。

まず、先ほどの提案説明でちょっと不明なところがありました。

これは八尾空港でオスプレイの訓練がいけないのか、それとも米軍の訓練がいけないのか、そこら辺、まずはっきりしておりません。

例えば、日本の航空自衛隊でオスプレイ導入の動きがあります。日本の航空自衛隊が八尾空港でオスプレイの訓練をするのはいいのか、悪いのか。そこら辺もはっきりしておりません。

それでは、松井知事、橋下市長が唐突に政府に対し、アメリカ軍のオスプレイの訓練の一部を八尾空港で受け入れてはと提案されました。本来であれば、大阪府自身を含め、当事者である八尾市、また、近隣市町村の自治体にも説明、相談の上、了承を得てからの提案事であるのは明らかであります。

では、なぜそれらのプロセスを省いたのでしょうか。

それは、実際には八尾空港での受け入れは不可能であることがわかっているからであります。大阪維新の会の幹部として2人はたびたび発言されていたように、今の沖縄の負担を全国的にどのようにしていくのかという問題提起だと思います。普天間の基地と同じような環境の八尾空港の名を挙げることによって、すなわち、空港周辺全てが市街地になっているところでの訓練の難しさ、危険性を暗に示し、それでは普天間基地の現状や沖縄が抱える負担をどのようにすべきか、全国的に何をすべきかを問うているのだと思います。

だからこそ、政府も、国として何ができるのか検討すると述べたのです。

今回、八尾空港への訓練受け入れ表明は、言葉は悪いかもしれませんが、絵に描いた、カビの生えた餅と同じであると思っております。絵に描いた餅は食べられないことは、誰もが知っています。

しかし、そのカビの生えた絵の餅は体に悪いから食べることに反対と言っているように思えてなりません。

ただ単にある事象をとらまえて抗議、決議することではなく、今回、私たちがすべきことを考えることは、2人の行動を受け、沖縄の負担や危険をどのように軽減するのかを、沖縄以外の地方議員として論議し、発信していくことではないでしょうか。

今回、普天間の訓練を含まないこの決議をすることは、私たちが沖縄の負担に背を向けることと同じことになります。

ぜひとも、議員皆様方の常識あるご判断をお願いしまして、私の反対意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第5号 八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議について、賛成の立場から意見を申し上げます。

冒頭、提案説明でもありましたように、大阪府の松井知事が橋下徹市長とともに大阪府内での受け入れ、そして八尾空港への受け入れを提案している、この点について、私も新聞報道等を見て、寝耳に水の話でありました。

先ほど反対討論者の方が、普天間基地の問題、さらには沖縄の負担をどうしていくのかという点について触れられておりましたが、確かにこの問題についても考える必要がございますが、今回、この決議の中では、この問題についてはあえて触れてはおりません。生駒郡地域の住民にとって、八尾空港に万が一オスプレイが配備されることになれば身近に危険が迫る、そうしたことから純粋にオスプレイの訓練受け入れに対して反対をするということで決議を上げていきたいというふうに考えております。

そして、その中で、松井知事が近隣の市町村、さらに当事者であります八尾市の市長、さらには市民に対して何の意見を聞くこともなく、説明をすることもなく、こうした表明を勝手に行うという、こうしたプレイについては、私は許すべきではないというふうに考えます。

そうしたことから、今、実際にこうした提案がされ、今後どのようにされていくのかとい

う段階で、きちんと近隣の市町村である斑鳩町の議会から私は松井知事に対してその行動を抗議する、こうした立場で決議を上げたいと提案をさせていただいております。

議員の皆様方の中で、この問題についていろんな考え方があると思いますが、一致できる点について私はまとめ、意見を上げていきたいというふうに考え、提案をさせていただきました。

以上、私がこの八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議に対する賛成の意見でございます。

ぜひ、議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、発議第5号については、賛成多数で可決いたしました。

本決議書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程5．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

続いて、日程6．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75

条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

○町長(小城利重君) 平成25年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

本定例会では、去る6月3日の初日に特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてなど14議案を提出させていただき、また、7日には奈良県広域消防組合の設立に関する協議についてなど議案5議案を追加上程させていただきましたところ、議員皆様には初日から本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、全て原案どおり可決、ご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

早くも夏本番を思わせる暑さが続く中、今週からようやく梅雨らしい気候となったところではありますが、台風4号の接近に伴い梅雨前線が活発化していることから、風水害に備えて警戒態勢を取っているところであり、さらに、梅雨本番を迎える今後におきましても、風水害対策に万全の体制で臨んでまいり所存であります。

最後に、これからますます暑さが増してくる季節になりますが、議員皆さんにおかれましてはくれぐれもお体をご自愛されますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成25年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

( 午後 2時37分 閉会 )